2　混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-2」を掲げる関税分類番号一九〇一二〇・二二二、一九〇一二〇・二三二、一九〇一二〇・二三五及び一九〇一二〇・二四三の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

3　主として小麦で作られた調製食料品

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-3」を掲げる関税分類番号一九〇一九〇・二四二、一九〇一九〇・二四七、一九〇一九〇・二五二及び一九〇一九〇・二六七の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

4　大麦又は裸麦の調製食料品

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-4」を掲げる関税分類番号一九〇一二〇・一四一、一九〇一九〇・一六一、一九〇四二〇・二三一、一九〇四九〇・三一〇及び二一〇六九〇・二一六の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、(c)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税とする。

(b)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)の規定による輸入については、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が、国家貿易企業として、ＳＢＳ方式を用いるものとする。日本国は、(a)の規定に従って輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

5　コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-5」を掲げる関税分類番号一七〇二九〇・二一九、一九〇一二〇・二三九、一九〇一九〇・二一七、一九〇一九〇・二四八、一九〇一九〇・二五三、二一〇一一二・一一〇、二一〇一一二・二四六、二一〇一二〇・二四六、二一〇六九〇・二五一、二一〇六九〇・二七一、二一〇六九〇・二七二及び二一〇六九〇・二八一の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

6　調製食料品

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-6」を掲げる関税分類番号二一〇六九〇・五九〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

7　調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち五十パーセントを超えるものに限る。）及びココア粉

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一七〇一三・〇〇〇、一七〇一一四・一九〇、二〇〇五四〇・一九〇、二〇〇五五一・一九〇、二一〇六九〇・二八二及び二一〇六九〇・五一〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一九〇一九〇・二一九及び二一〇六九〇・二八四の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率（パーセント）
一	二六・五
二	二五・四
三	二四・三
四	二三・三
五	二二・二
六	二一・一
七	二〇・〇
八	一八・九
九	一七・九
一〇年目及びその後の各年	一七・九

(c)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一八〇六一〇・一〇〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率（パーセント）
一	二五・七
二	二四・三
三	二三・〇
四	二一・六
五	二〇・三
六	一八・九
七	一七・六
八	一六・二
九	一四・九
一〇年目及びその後の各年	一四・九

(d)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)から(c)までに規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。